

介護支援専門員等意見書の記載上の留意事項

1. 「本人の状況」

「認知症による不適応行動」

- ・昼夜逆転、徘徊、暴言・暴行、放尿など認定調査における問題行動に関連する項目が3つ以上ある場合で、「非常に多い」は毎日ある場合、「やや多い」は週に1～2回以上ある場合、「少しあり」は月に1～2回程度ある場合を目安とする。

2. 「在宅サービスの利用状況」

- ・入院中の利用者は、退院した場合を想定する。
- ・福祉施設利用中の対象者は、「利用していない」を選択する。
- ・経済的理由により利用を控えている場合については、「5. 特記事項」の⑦を選択する。
- ・長期ショート利用中の場合は、その旨を「5. 特記事項」の「⑧その他」に記入する。

3. 「主たる介護者・世帯の状況」

※入院中及び福祉施設利用中の対象者にあつては、退院や退所した場合を想定し記載する。

「①世帯の状況」

- ・ひとり暮らしと世帯分離の区別をする。また、高齢者とは65歳以上をさす。
- ・介護者の就労により介護者が不在になる等の場合は、「5. 特記事項」の⑤を選択する。

「③介護者の介護負担」

- ・「重い」は、要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などADL全般の援助が必要な場合
- ・「やや重い」は、2つ程度のADLに全面的な援助が必要な場合。
- ・「軽い」は、1つ程度のADLに全面的な援助が必要な場合。

「④介護者が傷害や疾病」

- ・その傷害や疾病が実際の介護に支障をきたす場合のみ「有」とする。「有」の場合は、病名を記入する。

「⑤介護者の就労」

- ・病気のために就労できない、あるいは介護のために就労できないなどの場合は、その旨を「5. 特記事項」の「⑧その他」に記入する。

4. 「その他の介護協力者の状況」

「①他の同居介護協力者」と「②別居血縁介護協力者」

- ・本人からみた続柄を記入する。週に何日程度介護協力できるかを記入する。
※1日当たりの目安は2時間程度以上ある場合とする

5. 「特記事項」

- ・該当項目の（ ）に○印を記入する。

「⑧その他」

- ・その他、伝えたいことや項目になかったことなどを記載する。欄外にはみ出してもかまわない。

6. 「特例入所に関する事項」

- ・要介護1又は2の場合は、必ず記入して下さい。その内容によって申込書が不受理になることはありません。

※介護支援専門員が関わっていない（在宅サービスを利用していない）場合等は、第三者である医療機関及び福祉施設の職員の意見に代えることができる。

※意見書作成者は、公正な立場で記載する。